

令和 3 年度
グローバルバイオコミュニティの形成
公募要領

内閣府

令和 4 年 1 月

1. 公募目的

2030 年に世界最先端のバイオエコノミー社会¹を実現するためには、我が国の強みや世界の潮流、市場の成長性を考慮して設定した 9 つの市場領域²の拡大が鍵です。それに向けて、国内外から人材・投資を呼び込み、各市場領域における製品・サービスの提供体制を強化し、世界市場に進出するための方策が求められています。

このため、「バイオ戦略 2019」³、「バイオ戦略 2020（基盤的施策）」⁴、「バイオ戦略 2020（市場領域施策確定版）」⁵及び「バイオ戦略フォローアップ」⁶では、国際拠点を中核として各地域をネットワーク化し、世界最高レベルの研究環境と海外投資も活用できる事業化支援体制を組み合わせ、国際連携・分野融合・オープンイノベーションを基軸に据え、国内外から人材・投資を呼び込めるシステムを整備する「バイオコミュニティの形成」を掲げています。

これを踏まえ、まず、2021 年 6 月には第一弾となる 4 件の地域バイオコミュニティを認定しました⁷。さらに、本公募では、研究開発から事業化までに多様な主体が関わる戦略的なバリューチェーンを構築し、バイオ分野で世界をリードする「グローバルバイオコミュニティ」（東京圏と関西圏が候補）について、認定又は登録を行い、以下のあるべき姿の実現を図ります。

- バーチャルな事業創出拠点として、世界最先端の研究開発機関をはじめ国際競争力を有する大学・研究機関・企業群等の機動的な連携により、戦略的なバリューチェーンを構築し、研究開発から事業化までを円滑に推進する
- 世界のデータ・人材・投資・研究にアクセスする触媒としての機能を果たすことで、世界からバイオイノベーションハブの一つとして認知される
- バイオ分野の基盤的な市場領域であるバイオ生産システムやバイオ関連分析・測定・実験システムに関する世界最先端の開発拠点が存在し、その他複数の市場領域を発展させ、国内外の市場を拡大する

2. 公募内容

（1）公募概要

本公募では、グローバルバイオコミュニティとして認定されることを希望するバイオコミュニティの提案を募集し、審査・選定を行います。応募に際しては、内閣府が令和 3 年 3 月に公

¹ バイオテクノロジーや再生可能な生物資源等を利活用し、持続的で、再生可能性のある循環型の経済社会を拡大させる概念。

² ①高機能バイオ素材（軽量性、耐久性、安全性）、②バイオプラスチック（汎用プラスチック代替）、③持続的・一次生産システム、④有機廃棄物・有機排水処理、⑤生活習慣改善ヘルスケア、機能性食品、デジタルヘルス、⑥バイオ医薬・再生医療・細胞治療・遺伝子治療関連産業、⑦バイオ生産システム＜工業・食料生産関連（生物機能を利用した生産）＞、⑧バイオ関連分析・測定・実験システム、

⑨木材活用大型建築・スマート林業

³ 令和元年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定

⁴ 令和 2 年 6 月 26 日統合イノベーション戦略推進会議決定

⁵ 令和 3 年 1 月 19 日統合イノベーション戦略推進会議決定

⁶ 令和 3 年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定

⁷ 地域バイオコミュニティの第二弾の公募・認定については、2022 年秋頃を予定。

募に先立ち公表した「バイオコミュニティの形成に関する基本的考え方」⁸を必ず踏まえ、特に「バイオコミュニティのあるべき姿」に即した提案となっているか、十分に留意してください。

(2) 認定・登録の種類

グローバルバイオコミュニティとして認定されることを希望するバイオコミュニティの提案を審査し、「グローバルバイオコミュニティ」の認定及び「育成バイオコミュニティ」の登録を行います。具体的には、認定を受けようとするバイオコミュニティのうち、申請し審査を通過したものが「グローバルバイオコミュニティ」として「認定」を受けます。認定されなかったものの、今後の成長が期待されると判断された場合には、「育成バイオコミュニティ」として「登録」することが可能です。



今回のグローバルバイオコミュニティの公募では、2地域程度を認定する予定です。対象をあらかじめ東京圏と関西圏のみに限定し、その他の地域からの提案を受け付けないものではありませんが、「バイオ戦略」では、100 km 圏内に必要機能が集積できる潜在力があると考えられる都市圏を分析した結果、東京圏と関西圏が候補となっていることを前提として、審査を行います。

(3) 認定されたグローバルバイオコミュニティへの支援と期待

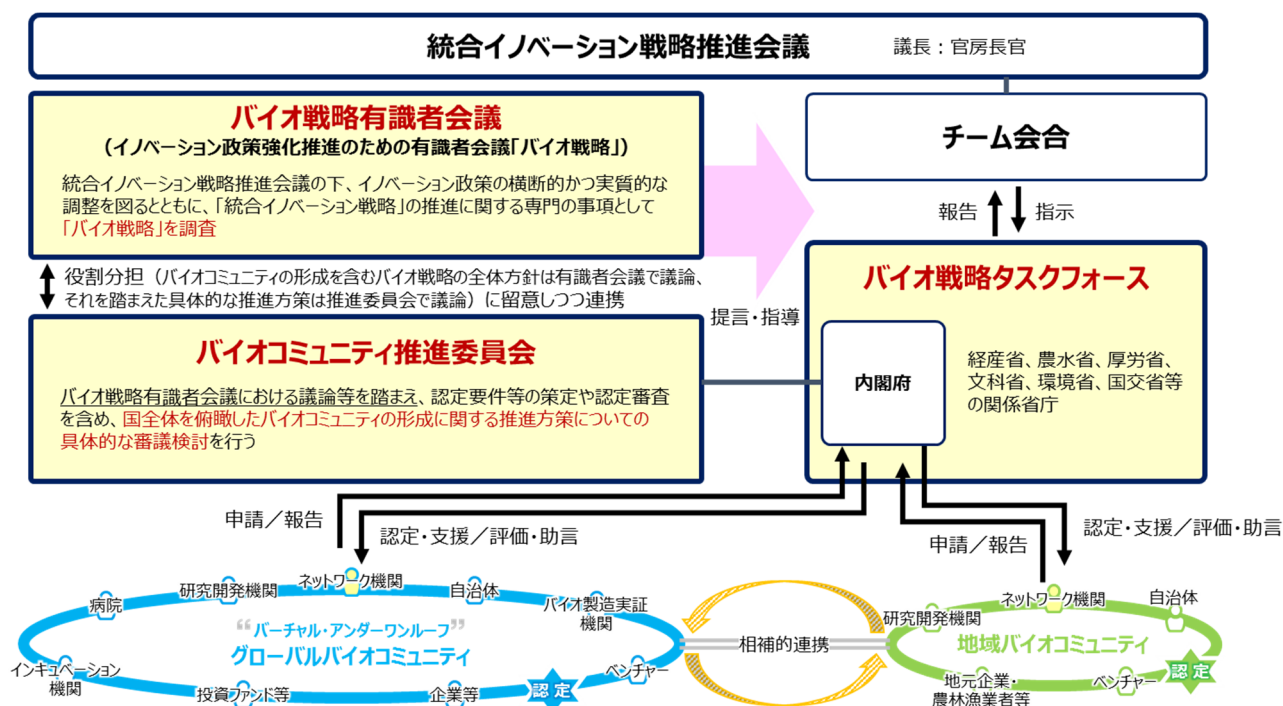
グローバルバイオコミュニティに対しては、以下のような施策をパッケージとして総動員することにより、成長を強力に支援します。

- 国とバイオコミュニティとの意見交換
- 中央におけるバイオコミュニティ全体のコミュニティ化
- バイオコミュニティに資する国の各種施策の最適な活用
- 認定ロゴマークの使用権付与
- バイオコミュニティに対する成熟度の評価と助言
- 国等による国内外への情報発信
- 適切なタイミングでの研究成果の開示の条件化など、研究アイデアを信用できる者が個別に共有する仕組みの検討

⁸ https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/community_r3.pdf

○ バイオコミュニティにおける効果的な水平分業の促進（CMO や CDMO 等の活用）

同時に、グローバルバイオコミュニティにおいては、イノベーション政策強化推進のための有識者会議「バイオ戦略」⁹やバイオコミュニティ推進委員会¹⁰で検討される、国全体を俯瞰したバイオコミュニティの形成に関する推進方策に沿って、国と連携しながら、我が国のバイオコミュニティ全体の発展を牽引していく役割を期待します。



（４）登録された育成バイオコミュニティへの支援

育成バイオコミュニティに対しては、国が公表するバイオコミュニティの登録リストへの掲載のほか、有識者助言等の認定支援を適宜実施します。

３．審査方法

（１）審査基準

グローバルバイオコミュニティの選定に当たっては、バイオコミュニティの活動に集中的に取り組むことができる体制を整備する観点から、グローバルバイオコミュニティが備えるべき要素として設定された以下の認定要件を満たしているかを審査します。

⁹ <https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/kaigi.html>

¹⁰ <https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/biocommunity/index.html>

ア 幅広い市場領域の拡大に向けて生かすべき、世界をリードしうる「強み」を有し、かつ、それを基盤とする国際連携・分野融合・オープンイノベーションに取り組んでいること

「強み」については、世界から認知され、他の地域との比較の中で実績又はポテンシャルのある科学的基盤又は産業的基盤が複数必要

イ バイオコミュニティを構成する主要な主体（世界最先端の研究開発機関をはじめ国際競争力を有する大学・研究機関・企業群、自治体等）が質・量ともに充実しており、かつ、それら主体の責任ある関与を確実にするキーパーソンを巻き込んでいること

「主要な主体」については、例えば当該分野の研究を世界的に牽引する研究者・技術を擁する一方で、若手人材の積極的な登用を図る柔軟性を併せ持つなど、世界から注目を集める主体が必要

ウ ネットワーク機関が国際的なイノベーションハブとしてのバイオコミュニティの調整・連携機能等を担う高度な能力を有すること

「ネットワーク機関」については、地方自治体、大学、民間組織等を含むコンソーシアム等の団体であることが要件

エ バイオコミュニティとしての自らのあるべき姿を定め、その実現に向けた戦略的かつ具体的な実施計画を有すること

「実施計画」については、市場領域ロードマップや国の各種施策等との関連性を明らかにするとともに、経済成長への貢献（雇用・生産性等）及び社会課題解決への貢献（脱炭素やプラスチック削減といった持続可能な開発目標（SDGs）や循環社会への移行の状況、パンデミックや自然災害の対策等）に関する目標を盛り込むことで、今後のビジョンをバイオコミュニティ内外に共有できるものとする。これにより、人材・投資の呼び込み等につなげ、目標を達成するストーリーが予見できるよう策定

グローバルバイオコミュニティとして認定されることを希望するバイオコミュニティは、これらの要件を踏まえ、バイオコミュニティとしてのポテンシャルや成熟度を客観的に測定するためのデータ・指標等を併せて提出することとします。

また、認定されたグローバルバイオコミュニティは、以下の要素についても適切に取り組むこととします。

- バイオコミュニティとして、デジタル社会の実現に向けた国の取組を踏まえ、バイオコミュニティにおけるデータの共有・利活用を促進する仕組みの整備について考慮すること
- バイオコミュニティとして、世界から人材・投資を呼び込むための環境の整備（良好

な空港アクセス、外国人にとって良好な居住・生活・学校教育環境等）について考慮すること

- バイオコミュニティとして、世界から人材・投資を呼び込む上で信頼を得られるよう、倫理的に問題のある主体がバイオコミュニティから淘汰される仕組みのほか、研究インテグリティ、機微技術の流出防止や輸出管理強化等の経済安全保障について考慮すること

（２）審査委員会における審査

外部有識者を含む審査委員会により、グローバルバイオコミュニティの審査を行います。審査委員会における審査は、外部からの影響を排除するとともに、応募された提案に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から、非公開で行います。具体的には、応募された提案ごとに、審査委員会において、別紙１の審査要項に示す評価項目及び評価の主な観点等に基づき、書面審査及び代表者等に対する面接審査を総合的に実施します。

面接審査は、書面審査によって選定された提案にのみ実施します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

（３）結果通知・公表

応募者には、書面審査・面接審査後、それぞれ可及的速やかに結果を通知し、最終的な選定結果の公表を行います。認定・登録に当たっては、審査を踏まえ、バイオコミュニティにおける活動内容や体制等に関し、条件を付することがあります。応募者との調整を経ても条件に合意できない場合は辞退とみなします。なお、選定過程に係る情報は公表しません。

（４）実施報告等

実施計画の実施状況について、認定されたグローバルバイオコミュニティには原則として毎年度、また、登録された育成バイオコミュニティには必要に応じ、それぞれ報告を求めます。

認定・登録は、2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現する観点から、内閣府が政策上必要と判断する期間にわたり、バイオコミュニティが取消しを希望しない限り、継続するものとします。ただし、取組が不十分と認められる場合には、認定・登録を取り消すことがあります。

なお、グローバルバイオコミュニティの圏内に含まれると審査で判断された地域バイオコミュニティがある場合、当該地域バイオコミュニティは、原則としてグローバルバイオコミュニティに統合するものとします。すなわち、地域バイオコミュニティの機能はグロ

ーバルバイオコミュニティの中にもサブコミュニティのように含まれるものの、両方に重複して認定されることはありません。

4. 応募要件

本公募の対象となる応募者が満たすべき要件は、以下のとおりとします。各バイオコミュニティの調整・連携機能等を担う機関（ネットワーク機関）が応募者となり、認定を受けようとするバイオコミュニティ内の連名する構成主体を取りまとめ、代表して申請してください。

- ① 地方自治体、大学、民間組織等を含むコンソーシアム等の団体¹¹であること
- ② 法令や公的機関との契約等に違反する事実や税金の滞納等がないこと
- ③ 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする組織体でないこと
- ④ 暴力団に該当せず、又は法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと
- ⑤ その他、本事業を行うにふさわしくないと判断されるような事実を有していないこと

5. 応募方法

応募者は、以下の内閣府ウェブサイトから「提出様式」をダウンロードし、その他必要添付書類等を準備の上、期日までに提出してください。

（１）応募手順

- ① 以下の内閣府ウェブサイトから「提出様式」を確認してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/index.html>

申請書表紙.docx	1 部
申請様式.pptx	1 部

- ② 以下の内閣府ウェブサイトから事前登録フォームに登録し、後日返信される電子メールにて提出先となる電子メールアドレスをご確認ください。

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0628.html>

- ③ 応募書類に必要事項を記入し、公募締切までに電子メールで提出してください。

¹¹ 複数の組織体を含むことやコンソーシアムの形態をとることを必ずしも求めるものではなく、ネットワーク機関として適切に役割を果たしうる限り、地方自治体等の組織体が単独でネットワーク機関となることも可能です。

(2) 留意事項

- ① 未記入や応募要件を満たしていないなど、不備がある応募書類は受理できません。
- ② 提出された応募書類は返却しません。
- ③ 応募内容に関し、記載に虚偽があることが明らかになった場合には、認定・登録を取り消す場合があります。

(3) 個人情報の取扱い

応募者は、応募書類の提出をもって、入力した個人情報が内閣府及び審査委員会に提供されることに同意するものとします。

(4) 提出期限

令和4年2月28日(月) 17:00 まで【厳守】

6. スケジュール

主な日程は以下の予定です。

書類審査期間以降については、今後変更となる場合があります。

募集開始	令和4年1月31日(月)
募集説明会※	令和4年2月2日(水)
応募書類の提出期限(募集締切)	令和4年2月28日(月) 17:00
書面審査期間	令和4年3月上旬～中旬
面接審査期間	令和4年3月下旬～4月上旬 ※ヒアリングは3月30日 (水)
選定結果の通知・発表	令和4年4月頃

※詳細は内閣府のウェブサイトに掲載します。

7. 問合せ先

本公募に関する質問等の問合せは、令和4年2月28日(月) 17:00 まで下記事務局で受け付けます。ただし、選定の経過等に関する問合せには一切応じられません。

事務局 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

参事官（重要課題（バイオ）担当）付（担当：大野、金子）
電話番号：03-6910-2049（代表）

令和 3 年度 グローバルバイオコミュニティの形成 審査要項

1. 審査方法

外部有識者を含む審査委員会において、別添の「評価項目及び評価の主な観点」に基づき、書類及び面接により審査を行い、合議によりグローバルバイオコミュニティの認定及び育成バイオコミュニティの登録を最終決定する。

(1) 書面審査

- 書面審査において、審査委員会は、提出された応募書類に対し、「評価項目及び評価の主な観点」に基づき審査を行う。
- 各提案に対する審査委員会構成員（以下「構成員」という。）の各々の評価を基に、合議により面接審査の対象となる候補を選定する。面接審査の対象となる候補数は、申請数を踏まえて決定する。

(2) 面接審査

- 面接審査において、審査委員会は、各提案の代表者等からプレゼンテーションを受け、「評価項目及び評価の主な観点」に基づき審査を行う。必要に応じて面接対象者を追加する場合もある。
- 各提案に対する構成員の各々の評価を基に、合議によりグローバルバイオコミュニティの認定及び育成バイオコミュニティの登録を最終決定する。

2. 審査結果の通知及び公開**(1) 審査結果の通知**

認定・登録に当たっての条件が付された場合には、当該提案の代表者等と調整を行い、提案内容を修正した上で、認定・登録を決定する。認定・登録決定後、全ての提案について審査結果を書面で通知する。

(2) 審査結果の公開

認定・登録決定後、内閣府ウェブサイトへの掲載等により、グローバルバイオコミュニティ及び育成バイオコミュニティの概要を公開する。

3. 利害関係者の排除

評価に関する利害関係者の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 構成員は、応募者であるネットワーク機関及び連名する構成主体（以下「応募者等」という。）との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合には、その応募者等の審査に加わらないものとする。その他、内閣府又は審査委員会において、審査に加わらないことが適当であると判断された場合にも、審査に加わらないものとする。

- ① 応募書類の中に、何らかの形で構成員自身が参画する内容の記載がある場合
- ② 応募者等と親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係にある場合
- ③ 応募者等と大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科・専攻等又は同一の企業に所属している場合
- ④ 応募者等と緊密な共同研究を行う場合（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆又は同一目的の研究会メンバーなど、応募者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる場合）
- ⑤ 応募者等と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
- ⑥ 応募者等と提案の採否又は審査が構成員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立関係又は競争関係にある場合

(2) 構成員は、審査開始までに、利害関係を有している場合には、書面で内閣府に報告し、その利害関係を有している応募者の審査から外れる。

4. 秘密保持

構成員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏洩しないこととする。また、構成員として取得した情報（応募書類等の各種資料を含む。）については、厳重に管理することとする。

評価項目及び評価の主な観点

内閣府が令和3年3月に公表した「バイオコミュニティの形成に関する基本的考え方」に合致した内容であることを前提に、以下の観点等に基づき総合的に評価する。

ア 幅広い市場領域の拡大に向けて生かすべき、世界をリードしうる「強み」を有し、かつ、それを基盤とする国際連携・分野融合・オープンイノベーションに取り組んでいること

- ・ 市場領域の動向のほか、研究開発から事業化までのイノベーション・エコシステムやバリューチェーンを勘案し、我が国のバイオコミュニティ総体として9つの市場領域を幅広くカバーすることを念頭に、市場領域の拡大に向けて生かすべき「強み」となる科学的基盤又は産業的基盤を適切に分析しているか
- ・ 「強み」となる科学的基盤又は産業的基盤について、世界から認知され、海外との連携を含め、他の地域との比較の中で実績又はポテンシャルがあり、国内の市場のみならず世界をリードしうるものが複数認められるか
- ・ 「強み」となる科学的基盤又は産業的基盤に基づく異分野融合や共同研究を推進し、必要に応じて海外の制度・インフラ整備の動向を分析しながら、世界のデータ・人材・投資・研究へのアクセスを確保しているか

イ バイオコミュニティを構成する主要な主体（世界最先端の研究開発機関をはじめ国際競争力を有する大学・研究機関・企業群、自治体等）が質・量ともに充実しており、かつ、それら主体の責任ある関与を確実にするキーパーソンを巻き込んでいること

- ・ 適切な組織構成と役割分担の下、研究開発から事業化までのバリューチェーンを構築する観点から、そこで生活する地域住民の関与や、バーチャル・アンダーワンループの特性を生かした地域外の主体との機動的な連携を含め、世界に伍するバイオコミュニティを構成する上で必要十分な主体¹²が存在しているか
- ・ 主要な主体について、例えば当該分野の研究を世界的に牽引する研究者・技術を擁する一方で、若手人材の積極的な育成¹³・登用を図る柔軟性を併せ持つなど、リソースや実績を勘案し、世界から注目を集めるものが認められるか
- ・ 主要な主体について、必要な機能を担い取組を実行する能力を確保する観点か

¹² 「バイオコミュニティの形成に関する基本的考え方」の9ページに示す「構成主体」を参考にしてください。

¹³ （例）学び直しを含めバイオとデジタルの融合を担うバイオ系データサイエンティストの育成、出前授業をはじめ初等中等教育段階における外部人材の活用等

ら、適切なキーパーソンによる活動への貢献が見込まれているか

ウ ネットワーク機関が国際的なイノベーションハブとしてのバイオコミュニティの調整・連携機能等を担う高度な能力を有すること

- ・ バイオコミュニティ内の調整を担い、構成主体間の連携を促進し、課題を抽出・整理しつつ、地域の発展やブランド力の向上に向けた取組を推進するとともに、海外も含め関係構築の窓口として認知される観点から、ネットワーク機関が担おうとする機能は妥当か
- ・ ネットワーク機関について、国と連携しながら、グローバルバイオコミュニティと地域バイオコミュニティとの相補的連携の促進や、拠点間交流をはじめバイオ分野における国際的な活動の展開など、我が国のバイオコミュニティ全体の発展を視野に入れた貢献が見込まれているか
- ・ ネットワーク機関について、必要な機能を担い取組を実行する能力を確保する観点から、適切なリソースと実績が認められるか

エ バイオコミュニティとしての自らのあるべき姿を定め、その実現に向けた戦略的かつ具体的な実施計画を有すること

- ・ 実施計画において、目標達成に向けたマイルストーンを含め、経済成長への貢献（市場規模・雇用・生産性等）及び社会課題解決への貢献（脱炭素やプラスチック削減といった持続可能な開発目標（SDGs）の達成や循環社会への移行の状況、パンデミックや自然災害の対策等）に関する適切な目標・指標が設定されているか
- ・ 現状と課題から見てあるべき姿を実現するために必要な取組を進め、国際的なイノベーションハブの一つとして認知されるようにする観点から、従来の延長線上にはない取組の提案等の工夫¹⁴が見られ、かつ、実施計画に含まれる具体的な方策は妥当か
- ・ 実施計画について、市場領域ロードマップや国の各種施策¹⁵等との関連性を明らかにし、市場領域の拡大やバイオコミュニティの形成に資するよう、それらを効果的・効率的に位置付け、相乗効果を生み出そうとしているか
- ・ 実施計画について、今後のビジョンをバイオコミュニティ内外に共有することにより、人材・投資の呼び込み等につなげ、目標を達成するストーリーが予見できる

¹⁴ 特に研究力強化やイノベーション・エコシステム構築に向けた科学技術・イノベーション政策の動向（世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの創設、世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成等）も勘案し、それに求められる環境の実現を掲げるなど、実施計画と絡めてください。

¹⁵ （例）産学連携拠点の形成（共創の場形成支援）【文】、バイオ製造実証機関の整備【経】、アグリバイオ拠点の構築【農】、バイオマス産業都市【農】、「知」の集積と活用【農】、地域循環共生圏の形成【環】、スタートアップ・エコシステム拠点都市【科技】、スマートシティの展開【科技】等

ものとなっているか

オ その他

- ・ バイオコミュニティとして、デジタル社会の実現に向けた国の取組を踏まえ、バイオコミュニティにおけるデータの共有・利活用を促進する仕組みの整備についての適切な考慮がなされているか
- ・ バイオコミュニティとして、世界から人材・投資を呼び込むための環境の整備（良好な空港アクセス、外国人にとって良好な居住・生活・学校教育環境等）についての適切な考慮がなされているか
- ・ バイオコミュニティとして、世界から人材・投資を呼び込む上で信頼を得られるよう、倫理的に問題のある主体がバイオコミュニティから淘汰される仕組みのほか、研究インテグリティ、機微技術の流出防止や輸出管理強化等の経済安全保障についての適切な考慮がなされているか